明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○放送法第百四十条第六項及び放送法施行規則第百六十一条第五項の規定に基づき有線テレビジョン放送事業者の指定の変更をし、同法第百四十条第六項及び同規則第百六十五条第三項の規定により指定再放送事業者が指定の効力を失った件（**総務**九〇）　一
○平成二十五年地方公務員給与実態調査票の様式を定める件（**同**九一）　三
○平成二十五年地方公務員給与実態調査票の提出期限である期日を定める件（**同**九二）　九
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（**財務**五五～五七）　一〇
○農薬を登録した件
（**農林水産**四九九、五〇〇）　一二
○農薬を再登録した件（**同**五〇一）　一四
○農薬の登録が失効した件（**同**五〇二）　一四

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一四
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百四十六条において準用する同法第六十六条の規定に基づく登録の失効、日本弁護士連合会懲戒の処分・公示送達関係　一四
地方公共団体
行旅死亡人関係　一四
会社その他
会社決算公告　一四